

## 海賊対処法案の廃案とソマリア派兵中止を求める決議

1 本年3月13日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」案（海賊対処法案）が国会に提出された。翌3月14日には、「さざなみ」「さみだれ」の2隻の護衛艦が呉を出航し、ソマリアに向かった。2隻の護衛艦は3月末からアデン湾で日本関係船舶の護衛任務につき、不審船と対峙する事態を繰り返している。海賊対処法案は、わずか1週間の審議を経たのみで、4月23日、衆議院で強行採決された。

2 海賊対処法案は、海賊対処を口実に海外派兵や武力行使を常態化する「海外派兵恒久化法第1号」であり、憲法9条に真っ向から抵触する重大な問題をはらんでいる。

自由法曹団は、意見書「警察活動を口実にした海外派兵・武力の行使 ソマリア沖派兵と海賊対処法案に反対する」（4月9日付）、緊急意見書「『修正』で問題は解決しない ソマリア沖派兵の中止と対処法案の廃案を求める」（4月21日付）、「参議院での海賊対処法案廃案を求める」（5月11日付）を発表して、法案の問題点を指摘し、廃案を求めてきた。

3つの意見書で指摘しているとおり、ソマリア沖の事態は「国際紛争」であり、護衛艦の武力行使は日本国憲法を蹂躪するものである。また、海賊問題の解決はソマリアの政治経済の再建と治安の回復以外に道はなく、そのための協力こそ求められている。

また、法案は、

- ① 利権擁護と海の治安維持を公然と掲げた法案であること
  - ② 対象船舶や対象海域に限定がなく、外国の海軍とのどのような共同作戦も可能であること
  - ③ 「逃走」や「抵抗」に対する危害射撃や、停船命令違反に対する船舶射撃を認め、先制攻撃に道を開くものであること
  - ④ 国会の承認を要さず、緊急の場合には内閣総理大臣の承認も得ない防衛大臣単独の判断での派兵を可能としていること
- など、軍事突出が露骨なものである。

これらの問題は、「国権の最高機関」であり、「唯一の立法機関」である国会で、十二分に審議され、解明されねばならない問題のはずであった。だが、法案審議がはじまったばかりの段階で、政府・与党からは早くも衆議院での採決が叫ばれ、野党第一党の民主党からは呼応するように「修正協議による早期収拾」の方向が打ち出され、結局、わずか1週間の審議を経たのみで強行採決されたのである。

- 3 ソマリア沖への護衛艦の派遣は、「連合海軍」の海賊掃討作戦が展開されている海域への戦闘艦艇の派遣であり、これまでのどの自衛隊派兵にもまして、海賊船等との対峙・交戦に及ぶ可能性が大きい。

現に、日本関係船舶を護衛するはずだった護衛艦は、5月18日までに5回も、外国船の保護を理由に緊急の対処を行い、一触即発の事態を発生させている。政府は、この対処の「根拠」に船員法第14条をあげているが、異常気象にあった遭難船の救助を規定した同条の趣旨を無視した拡大解釈である。なかでも、5月18日の対処は、「不審船の攻撃を受けているとの他国海軍からの通報による」としており、「連合海軍」の一翼を担っていることを政府は隠そうともしていない。

実質的にも、海上自衛隊の2隻の護衛艦は5千トン近い排水量を持ち、速射砲や高性能機関砲を搭載した最新鋭の艦船であり、「不審船」の側からすれば「サーチライトの照射」や「ヘリコプターの接近」は「巨大な軍艦が発砲準備に入った」としか映らない。

「強制力の行使ではない」という「サーチライト照射」も、こうした場面では憲法違反の武力による威嚇とならざるを得ないのである。

さらに、浜田防衛大臣は、去る5月15日、ソマリアに隣接するジブチを根拠地として、5月中にも、海上自衛隊に所属するP3C哨戒機を派遣し、根拠地の警備や補給のために陸上自衛隊・航空自衛隊を派兵する命令を発した。これは、「三軍統合派兵」の実行に他ならない。

法案審議をよそに既成事実を着々と積み上げていくこうした動きは、議会制民主主義の蹂躪にほかならない。

- 4 なし崩し的に海外に軍事拠点が設営され、海外で軍隊が戦端を開く事態は、平和憲法を制定したこの国で、断じて許されてはならない。

ソマリア沖派兵は直ちに中止されねばならず、それを追認し恒久化する海賊対処法案は直ちに廃案にされねばならない。

自由法曹団は、この2009年5月集会において、ソマリア沖派兵の中止と海賊対処法案の廃案を強く要求することを決議する。

2009年5月25日

自由法曹団2009年5月研究討論集会